ロ　統括事業の確実な実施を図ることが見込まれる法人として、次のいずれかに該当する法人

(1)　統括事業における雇用の確保に資する法人として、次のいずれにも該当する法人

(i)　統括事業に常時使用する従業員の数の見込みが、統括事業の実施期間の初年度においては十人以上、その最終年度においては十八人以上である法人

(ii)　統括事業に常時使用する従業員の年間の給与の合計額の見込みが、統括事業の実施期間の初年度においては八千万円以上、その最終年度においては一億五千万円以上である法人

(iii)　統括事業に常時使用する従業員が国内に居住する者である法人

(iv)　統括事業に常時使用する従業員が外国人である場合には、当該外国人が統括事業の実施に必要な在留資格を有する者である法人

(2)　統括事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関する計画において、取得価額（法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下同じ。）が、機械又は装置にあっては二千万円以上、建物及びその附属設備又は構築物にあっては一億円以上であるものを取得することが見込まれる法人

ハ　資本金の額が一億円以上の法人

ニ　特定多国籍企業と密接な関係を有する法人として、次のいずれかに該当する法人

(1)　当該特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人

(2)　当該特定多国籍企業及びその子法人等が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（(1)に掲げる法人を除く。）

2‖　前項第六号イ及びニ並びに第四項の「特定多国籍企業」とは、次の各号のいずれにも該当する法人をいう。

一　法人の本店又は主たる事務所が所在する国等以外の国等に当該法人（次項において「特定法人」という。）の子法人等を設立している法人

二　国際的規模で事業活動を行っていると認められる法人として、法人及びその子法人等が、その本店又は主たる事務所が所在する国等を含む二以上の国等に主たる事業に係る事務所、店舗、工場その他の固定施設及び当該事業を行うに必要と認められる当該事業に従事する者を有していることその他事業活動を行うために必要な実施体制を整備しているもの

三　高度な知識又は技術を有すると認められる法人として、我が国以外の国等における統括事業の実施に関し相当の実績（その子法人等による実績を含む。）を有するもの

3‖　第一項第六号イ及びニ並びに前項の「子法人等」とは、次のいずれかに該当する法人をいう。

一　特定法人がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人

二　特定法人及び前号に掲げる法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人（特定法人がその総株主等の議決権を保有している場合に限り、前号に掲げる法人を除く。）

［項を削る。］

［項を削る。］